

事務連絡
令和4年12月7日

一般社団法人日本美容外科学会（JSAS） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の
一部改正について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10第1項に規定する医療事故が発生した場合、同法第6条の11第1項に規定する医療事故調査を行うため、同条第2項の規定に基づき、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に対し、必要な支援を求めるとされています。

支援団体は、「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」（平成27年厚生労働省告示第343号）により定めていますが、今般、別添1のとおり一部改正し、別添2のとおり本日の官報にて告示しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、貴会会員への周知をお願いいたします。